

令和4年第2回入間東部地区事務組合議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年12月14日

入間東部地区事務組合管理者 林 伊佐雄

- 1 期 日 令和4年12月22日（木）午前10時
- 2 場 所 入間東部地区事務組合大講堂（4階）
- 3 付議事件
- (1) 第11号議案 令和4年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第2号）
  - (2) 第12号議案 入間東部地区事務組合個人情報保護に関する法律施行条例
  - (3) 第13号議案 入間東部地区事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
  - (4) 第14号議案 入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
  - (5) 第15号議案 入間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
  - (6) 第16号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
  - (7) 第17号議案 入間東部地区事務組合消防団条例の一部を改正する条例
  - (8) 第18号議案 公平委員会委員の選任について
  - (9) 第19号議案 入間東部広域斎場しののめの里指定管理者の指定について
  - (10) 第20号議案 和解について

○応招・不応招議員

応招議員（14名）

1番	佐野正幸	議員	2番	村元寛	議員
3番	近藤善則	議員	4番	伊藤美枝子	議員
5番	細谷光弘	議員	6番	内藤美佐子	議員
7番	田中栄志	議員	8番	篠田剛	議員
9番	大築守	議員	10番	小高時男	議員
11番	鈴木淳	議員	12番	久保健二	議員
14番	塚越洋一	議員	15番	本名洋	議員

不応招議員（1名）

13番	川畑勝弘	議員
-----	------	----

## 令和4年第2回入間東部地区事務組合議会臨時会議事日程

令和4年12月22日(木)

午前10時 開 会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 管理者あいさつ

日程第 4 議案審議

第11号議案 令和4年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算(第2号)

第12号議案 入間東部地区事務組合個人情報保護に関する法律施行条例

第13号議案 入間東部地区事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

第14号議案 入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第15号議案 入間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

第16号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第17号議案 入間東部地区事務組合消防団条例の一部を改正する条例

第18号議案 公平委員会委員の選任について

第19号議案 入間東部広域斎場しののめの里指定管理者の指定について

第20号議案 和解について

日程第 5 閉会中の継続調査の申し出について

閉 会  
議会議長

△出席議員（14名）

1番	佐野正幸	議員	2番	村元寛	議員
3番	近藤善則	議員	4番	伊藤美枝子	議員
5番	細谷光弘	議員	6番	内藤美佐子	議員
7番	田中栄志	議員	8番	篠田剛	議員
9番	大築守	議員	10番	小高時男	議員
11番	鈴木淳	議員	12番	久保健二	議員
14番	塚越洋一	議員	15番	本名洋	議員

△欠席議員（1名）

13番 川畑勝弘 議員

△本会議に職務のため出席した者の職氏名

金子進之介	書記長	新井良輔	事務職員
三村友美	事務職員		

△地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

林伊佐雄	管理者	高畑博	副管理者
星野光弘	副管理者	今井等	会計管理者
平野健太郎	事務局長	高橋映治	次長兼 総務課長
木村誠	消防長	中川一諭	次長兼 消防総務課長
石塚孝	予防課長	大野一郎	警防課長
小嶋学	救急課長	長谷川義兼	指揮統制課長
関根敏行	西消防署長	上田安孝	東消防署長

.....  
○久保健二議長 皆さん、おはようございます。本日は、入間東部地区事務組合議会臨時会にお集まりをいただきましてありがとうございます。

また、三芳町議会におきましては11月の開催でありましたけれども、ふじみ野市、富士見市の議会におきましては議会終了直後ということで、各議員お疲れのところ、また年の瀬のお忙しい中ではありますが、ご参会いただきましたことを感謝申し上げます。

本日の協議事項ですけれども、多くございます。各議員のご協力をいただきまして、何とかお昼までには終わらせたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。また、議員の皆様方におかれましても、慎重審議いただきますことをお願い申し上げます。これより議事に入りたいと思います。

.....  
△開会及び開議の宣告（午前10時01分）

○久保健二議長 ただいまの出席議員は14人であります。

議員の出席が定足数に達しておりますので、議会の成立を認めさせていただき、ただいまより令和4年第2回入間東部地区事務組合議会臨時会を開会いたします。

なお、本日、川畑勝弘議員より欠席届が出ておりますので、ご報告いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

.....  
◎議会運営委員長の報告

○久保健二議長 議会運営委員会の報告を求めます。

塚越委員長。

○塚越洋一議会運営委員長 本日午前9時より議会運営委員会を開催し、本臨時会における議事運営について協議しましたので、報告します。

提出議案については、令和4年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第2号）、入間東部地区事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例、入間東部地区事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例、入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、入間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例、入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、入間東部地区事務組合消防団条例の一部を改正する条例、公平委員会委員の選任について、入間東部広域斎場しののめの里指定管理者の指定について、和解についての10件です。

次に、資料要求については、提出がなかったことを確認しました。

また、閉会中における継続調査の件について、議長宛てに申出を行うことに決定しました

会期については、執行部から提出議案の概要説明を受け、協議した結果、本日1日とすることに決定しました。

次に、日程については、お手元に配付されております議事日程（案）のとおりとすることに決定しましたので、議事日程（案）の案を二重線等で消してください。

以上、本臨時会の運営が円滑に行われますよう皆様のご協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

- 久保健二議長 ただいまの委員長報告に対し、質疑をお受けいたします。質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

- 久保健二議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上で議会運営委員会の報告を終了いたします。

△日程第1 会議録署名議員の指名

- 久保健二議長 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、4番・伊藤美枝子議員，5番・細谷光弘議員を指名いたします。

△日程第2 会期の決定

- 久保健二議長 日程第2，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 久保健二議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎例月出納検査結果の報告

- 久保健二議長 ここで、ご報告いたします。

例月出納検査の結果報告の写しはお手元に配付しております。

◎出席説明員の報告

- 久保健二議長 地方自治法第121条の規定による説明員は、お手元に配付しております説明員一覧のとおりとなっておりますので、ご了承願います。

.....

△日程第3 管理者あいさつ

- 久保健二議長 日程第3，管理者あいさつを行います。

林管理者。

- 林 伊佐雄管理者 皆様，おはようございます。開会に当たりまして，一言ご挨拶を申し上げます。

本日は，令和4年第2回臨時会を招集いたしましたところ，議員の皆様方にはご多用の中ご出席を賜り，厚く御礼申し上げます。

さて，新型コロナウイルスの感染者が最初に確認されてから，間もなく3年が経過しようとしております。その間にウイルスは様々な変異を繰り返しながら猛威を振るい，現在もオミクロン株によって感染者数は再び増加傾向にあります。これから年末年始を迎えるに当たり，新型コロナウイルスの第8波と季節性インフルエンザの同時流行が懸念されていることから，多様化する要請に対し，柔軟かつ適切に対応できるよう，万全の体制で取り組んでまいります。

次に，火災につきましては，令和4年1月1日から11月30日までに33件発生しており，昨年と比べ19件減少しております。空気が乾燥する冬を迎え，火災が発生しやすい時期となります。管内26万人の住民の皆様が安心安全に過ごせるよう，年末年始の特別警戒を含め火災予防に努めてまいります。

次に，去る11月20日に消防特別点検を3年ぶりに実施いたしましたところ，議員の皆様にはご臨席を賜りありがとうございました。特別点検を実施したことで，改めて各種行事の意義や効果を感じたところです。新年1月8日には，東消防署消防訓練場におきまして消防出初式を挙行いたしますので，議員皆様のご臨席を賜りますようお願い申し上げます。

次に，しののめの里の利用状況でございますが，本年4月1日から11月30日までの火葬件数は2,478件，式場利用件数は341件となっており，新型コロナウイルス関連のご遺体の火葬につきましても，適切に対応しております。引き続き皆様が安心してご利用いただけるよう，感染防止対策に万全を期し，施設運営を行ってまいります。

結びに，本臨時会に提案をしております案件は，議案10件となっております。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げ，開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

.....

△日程第4 議案審議

- ◎第11号議案 令和4年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第2号）

- ◎第12号議案 入間東部地区事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例

- ◎第13号議案 入間東部地区事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
- ◎第14号議案 入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- ◎第15号議案 入間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
- ◎第16号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- ◎第17号議案 入間東部地区事務組合消防団条例の一部を改正する条例
- ◎第18号議案 公平委員会委員の選任について
- ◎第19号議案 入間東部広域斎場しののめの里指定管理者の指定について
- ◎第20号議案 和解について

○久保健二議長 日程第4，議案審議を行います。

これより本臨時会に提出されました議案の上程を行います。

職員に議案名を朗読させます。

○金子進之介書記長 (議案名朗読)

○久保健二議長 以上，議案10件を上程いたします。

これより管理者から提案理由の説明を求めます。

林管理者。

○林 伊佐雄管理者 それでは，本臨時会に上程いたしました議案の提案理由を申し上げます。

初めに，第11号議案 令和4年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算(第2号)でございますが，燃料費高騰及び給与改定実施等に必要な予算措置を行うため，地方自治法第96条第1項第2号の規定により提案するものでございます。

続きまして，第12号議案から第17号議案までの条例につきましては，地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものでございます。

初めに，第12号議案 入間東部地区事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例でございますが，個人情報の保護に関する法律の改正に伴い，同法の施行に関し必要な事項を定めるため本条例を制定したく，提案するものでございます。

次に，第13号議案 入間東部地区事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例でございますが，地方公務員法の一部を改正する法律の施行等を踏まえ，職員の定年を引き上げるとともに，管理監督職勤務上限年齢制等を導入するため，職員の定年等に関する条例の一部を改正するほか，関係条例の所要の改正等を行いたく，提案するものでございます。

次に，第14号議案 入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございますが，組合議会議員の期末手当について改定するため，



本条例の一部を改正したく、提案するものでございます。

次に、第15号議案 入間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、管理者及び副管理者の期末手当について改定するため、本条例の一部を改正したく、提案するものでございます。

次に、第16号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございますが、人事院勧告を鑑み一般職の職員の給与改定を行うとともに、定年の引上げ等に対する給与上の措置を講ずるため、職員の給与に関する条例の一部を改正するほか、関係条例の所要の改正を行いたく、提案するものでございます。

次に、第17号議案 入間東部地区事務組合消防団条例の一部を改正する条例でございますが、消防団員の処遇改善に向けた取組として新たに出勤報酬を定めるため、本条例の一部を改正したく、提案するものでございます。

続きまして、第18号議案 公平委員会委員の選任についてでございますが、任期満了となる委員の後任として、細田幸雄氏を公平委員会委員に選任したく、地方公務員法第9条の2第2項及び地方自治法第96条第1項第15号の規定により提案するものでございます。

次に、第19号議案 入間東部広域斎場しののめの里指定管理者の指定についてでございますが、同斎場の指定管理者の指定を行いたく、地方自治法第244条の2第6項及び第96条第1項第15号の規定により提案するものでございます。

最後に、第20号議案 和解についてでございますが、東消防署富士見分署施設損傷事故について和解したく、地方自治法第96条第1項第12号の規定により提案するものでございます。

提案理由は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○久保健二議長 以上で議案の上程を終了いたします。

第11号議案 令和4年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

事務局長。

○平野健太郎事務局長 第11号議案 令和4年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

恐れ入ります。補正予算書を御覧ください。

初めに、歳入歳出予算補正額につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ5,371万3,000円を増額補正し、補正後の予算額を45億6,273万2,000円とするものでございます。

予算書の4ページを御覧ください。こちらは、しののめの里の指定管理者選定を行うことに伴いまして、新しい指定管理者に係る指定管理料について債務負担行為の補正を行うものでございます。

補正の内容についてご説明をいたします。恐れ入りますが、参考資料1の令和4年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第2号）概要を御覧ください。（2）の歳入の内容につきましてご説明いたします。

まず、①、分担金及び負担金でございますが、これは令和3年度からの繰越金の確定及び本補正内容を踏まえまして、構成市町からの負担金について、それぞれ目的ごとに補正するものでございます。なお、斎場管理負担金につきましては、令和3年度の斎場使用料減少の影響及び今年度の電気、ガス料金の高騰により増額補正となっております。

次に、②の使用料及び手数料でございますが、これは火葬場使用料につきまして、当初予算に対し収入の増となっているため、令和4年9月までの実績を基に増額の補正を行うものでございます。

④、諸収入につきましては、東消防署用地後退工事に係る移転補償の確定に伴う減額補正になっております。

次に、（3）の歳出の内容についてご説明いたします。①、議会費、②、一般管理費につきましては、このたびの給与改定を受けた補正となっております。

③のし尿処理費、次のページ、④、斎場管理費、⑤、消防管理費の光熱水費につきましては、電気、ガス料金高騰等の影響による補正となっております。常備消防費につきましては、このほかに給与改定対応のための人件費の補正、また新型コロナウイルス感染症関連の救急業務件数増加に対応するための防疫作業手当の増補正、東消防署用地後退工事の設計確定に伴う減額の補正を行うものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○久保健二議長 これより質疑に入りますが、マスクの着用により聞き取りづらいことがありますので、発言はマイクに向かって行うようお願いいたします。

また、質疑の方法につきましては、申し合わせ事項により、歳入歳出一括で質疑を行います。

なお、質疑に当たりましては、予算書のページ数、予算科目を示してから質疑を行うようお願いいたします。

それでは、質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○久保健二議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第11号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 久保健二議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

- 久保健二議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第11号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 久保健二議長 挙手全員であります。

よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

第12号議案 入間東部地区事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例を議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

事務局長。

- 平野健太郎事務局長 第12号議案 入間東部地区事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例につきましてご説明申し上げます。

恐れ入ります。参考資料2の入間東部地区事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定概要を御覧ください。

まず、1の制定概要でございますが、本条例は個人情報の保護に関する法律の改正により、これまで行政機関等がそれぞれ定めていた個人情報保護に関する規律が全国的に統一されることに伴い、現行条例を廃止し、法により地方公共団体に許容されている条例規定事項について、新たに法律施行条例を制定するものでございます。

2の主な規定内容につきましては、現行条例の取扱いから新規に追加するものとしまして、個人情報ファイルの保有等に関する事前通知を第3条において規定をいたします。(2)以降につきましては、現行条例と同様の取扱いとなるよう規定するものでございまして、業務の登録等を第4条において、開示請求に対する決定等の期限を第6条及び第7条において、手数料を第5条においてそれぞれ定めるものでございます。

なお、施行日は令和5年4月1日となっております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○久保健二議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○久保健二議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第12号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○久保健二議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○久保健二議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第12号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○久保健二議長 挙手全員であります。

よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

第13号議案 入間東部地区事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

事務局長。

○平野健太郎事務局長 第13号議案 入間東部地区事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、参考資料の4、入間東部地区事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の改正概要を御覧ください。

1の改正概要でございますが、本条例は地方公務員法の改正に伴い、職員の定年の引上げ、管理監督職勤務上限年齢、いわゆる役職定年の導入等を定め、併せて関係条例の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容につきましてご説明いたします。(1)の入間東部地区事務組合職員の定

年等に関する条例の一部改正につきましては、職員の定年を65歳まで段階的に延長すること。管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制、職員への情報提供・意思確認制度の新設と、地方公務員法改正により参照条文の整理を行うものでございます。

(2) から (5) までにお示した各条例につきましては、地方公務員法改正による参照条文の整理と、定年延長に伴う影響への対応のための改廃を行うものでございます。

なお、施行日は令和5年4月1日となっております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○久保健二議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

本名洋議員。

○15番本名 洋議員 15番、本名です。

定年延長ということですが、消防職員現場はかなり厳しい仕事内容かと思えます。定年延長ということで、それに応じて業務上の配慮もなされなければいけないかと思えます。あるいは年齢が上がるに従って公務災害の割合が増えるかもしれません。そういった業務上の配慮がなされるのかどうかお伺いいたします。

○久保健二議長 消防長。

○木村 誠消防長 ただいまの議員の質問についてお答えいたします。

職員の8割以上が、災害現場対応を行う業務に就いております。現場活動を伴わない毎日勤務のポストは限られておりますことから、定年延長者につきましても、今後は現場業務に従事してもらわなければなりません。議員おっしゃるとおり、消防職員現場が大変多うございますし、体力面等も心配されるころではありますが、長年現場勤務に従事してきた職員が、慣れない毎日勤務に従事することも、また心理面などで心配されるころであります。高齢職員が長期的に活躍できるよう、できる限り本人の意向に沿った人事配置を行うようにしなければならぬと考えております。

また、来年度60歳の定年を迎える職員がおりません。再来年度、令和6年度は定年延長者がいない状態となります。この1年間の猶与期間がございますことから、近隣消防本部などの取組を参考にしながら対応してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○久保健二議長 本名洋議員。

○15番本名 洋議員 本名です。

業務内容は年齢に応じていろいろご配慮いただけるようではございますけれども、消防長がお答えになったように、仕事内容が変わることによって職員のまた新たな負担も、心理面の負担があるかもしれません。業務上において仕事内容が変わることについて、研修であるとかスキル

アップ、その点の支援の体制がしっかり図られるのかどうかお伺いいたします。

○久保健二議長 消防長。

○木村 誠消防長 お答えいたします。

将来的には全ての職員が、定年が65歳になることから、若いうちから研修等、また体力面を鍛える等、個人個人のスキルアップを図っていかなければならないというふうに考えてございます。

以上です。

○久保健二議長 本名洋議員。

○15番本名 洋議員 本名です。

もう一つ、給与が7割になるということですが、階級についてはどのような扱いになるのでしょうか。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 制度の関係ですので、私のほうからお答えさせていただきます。

定年延長に伴いまして、後に出てくる条例でございますのであれですけれども、給与上の措置は当然行われます。降任という形になります。そのときに階級につきましても、今現在は総務省消防庁のほうからは階級も落とすという形になるということと考えてございます。運用につきましても、所在地であるふじみ野市の給与制度にも準じておるところがございますので、今度きちんと施行までに決定をしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○久保健二議長 ほかに質疑はございませんか。

塚越洋一議員。

○14番塚越洋一議員 大変大事な条例改正ですので、また人事政策全体に関わってくる問題ですので、今も答弁にありましたように、今後規則、規定の改正はかなりあちこちに波及してくると思うのですが、その見通し、予定等についてお答えいただきたいと思います。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 お答えいたします。

この条例を可決いただきまして公布という形になりますと、当然のことながら関係の規則、規定について改正をする必要がございます。現在、洗い出しを行っておりまして、きちんと対象例規については押さえている状況です。ただ、先ほど申しましたように、所在地であるふじみ野市の制度のほうと合わせていくような調整も行った上で決定をして、当然のことながら年度末までには全て完了させるという形になります。よろしくお願ひします。

以上です。

○久保健二議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

- 久保健二議長 これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第13号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 久保健二議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

- 久保健二議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第13号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 久保健二議長 挙手全員であります。

よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

第14号議案 入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

事務局長。

- 平野健太郎事務局長 第14号議案 入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本条例は、令和4年人事院勧告及び構成市町の動向を踏まえた当組合の職員の給与改定に伴い、議会議員の期末手当を0.1月分引き上げるため、改正を行うものでございます。

第1条においては令和4年度分を、第2条においては令和5年度以降分を定めております。

施行及び適用につきましては、第1条の施行日は公布の日とし、令和4年12月1日に遡及して適用します。第2条の施行日は、令和5年4月1日となっております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- 久保健二議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

- 久保健二議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第14号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 久保健二議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

- 久保健二議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第14号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

- 久保健二議長 挙手多数であります。

よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

第15号議案 入間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

事務局長。

- 平野健太郎事務局長 第15号議案 入間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本条例は、令和4年人事院勧告及び構成市町の動向を踏まえた当組合職員の給与改定に伴い、管理者及び副管理者の期末手当を0.1月分引き上げるため、改正を行うものでございます。

施行及び適用につきましては、第1条の施行日は公布の日、令和4年12月1日に遡及して適用します。第2条の施行日は、令和5年4月1日となっております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- 久保健二議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

- 久保健二議長 質疑なしと認めます。



これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第15号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○久保健二議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○久保健二議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第15号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○久保健二議長 挙手多数であります。

よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

第16号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

事務局長。

○平野健太郎事務局長 第16号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、参考資料6の条例改正概要を御覧ください。

1の改正概要になりますが、本条例は人事院勧告及び構成市町の動向を踏まえた当組合職員の給与改定を行うとともに、定年の引上げ等に対する給与上の措置を講ずるため、関係条例について改正するものでございます。

主な改正内容についてご説明いたします。ページ下段になりますが、2の(3)を御覧ください。職員の給与改定に当たりましては、若年層を中心とした給料表の改定を行うほか、裏面になりますけれども、勤勉手当の支給月数を0.1月分引き上げる改正を行います。

裏面ページ中ほど、④にて影響額をお示ししておりますが、給料表改定に伴う給料と、その跳ね返り手当への跳ね返り分として538万3,000円、勤勉手当改定により1,130万8,000円の影響と試算しております。

次に、定年引上げに係る給与上の措置についてご説明申し上げます。3の(1)の①にお示ししておりますとおり、60歳に到達した翌年度以降の給料の取扱いにつきまして、原則7割支給をすることを、条例制定附則を追加することにより規定するものでございます。このほか地方公務員法及び定年条例改正に伴う規定の整備を、給与条例、技能労務職の給与条例、分限の手續及び効果に関する条例のほうで行うものでございます。

改正条例の適用につきましては、給料表の改定は令和4年4月1日に、勤勉手当の改定は令和4年12月1日に遡及して適用します。定年関係は、令和5年4月1日に施行となっております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○久保健二議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○久保健二議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第16号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○久保健二議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○久保健二議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第16号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○久保健二議長 挙手全員であります。

よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

第17号議案 入間東部地区事務組合消防団条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

消防長。

- 木村 誠消防長 第17号議案 入間東部地区事務組合消防団条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

恐れ入ります。参考資料の10、入間東部地区事務組合消防団条例の一部を改正する条例の概要を御覧ください。

1の改正概要でございます。消防団員の処遇改善に向けた取組として、消防団員が災害、訓練、警戒等に出動にした場合において、現在の費用弁償の支給ではなく、新たに出動報酬を定めるため、入間東部地区事務組合消防団条例の一部を改正するものでございます。

2の改正の経緯でございます。消防団は、地域の消防防災体制の中核的役割を果たす存在ですが、消防団員数は全国において減少傾向が加速している危機的な状況であることから、総務省消防庁において講ずべき対策を検討するため「消防団員の処遇等に関する検討会」を開催することとし、令和3年8月に検討会が最終報告書を取りまとめ、「出勤手当については、これを見直し、出動に応じた報酬制度を創設すること」とした同報告書の結果を受け、当組合においても新たに出動報酬を定めようとするものでございます。

3の主な改正の内容でございます。当組合において出動報酬を制定するに当たり、災害の出動に係る報酬額につきましては、令和4年4月13日付で消防庁長官から「非常勤消防団員の報酬等の基準の策定について」により助言があり、同基準において当該出動報酬の額を「災害に関する出動については、1日当たり8,000円」を標準額としていることから、当組合においても1日の単位で出動時間に応じた額として、4時間未満4,000円及び4時間以上8,000円とした報酬額としているものでございます。また、訓練、警戒等の出動に係る報酬額につきましては、「災害時の出動に対する報酬の額と均衡の取れた額を各市町村の実態を踏まえた上で定めることが適当である」とした検討会の最終報告書の結果に基づきまして、4時間未満2,000円及び4時間以上4,000円とした報酬額とするものでございます。

4の県内の出動報酬制定の状況でございますが、令和4年4月1日現在の県内における制定状況は、県内の条例を所管する50市町村等のうち、約60%に当たる30市町村等が既に制定をしておきまして、約77%に当たる22市町村等が4時間未満4,000円、4時間以上8,000円と定めているものでございます。

5のその他でございますが、条例の改正に併せまして、条文の整理を行うものでございます。

以上が、第17号議案 入間東部地区事務組合消防団条例の一部を改正する条例についてのご説明でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 久保健二議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

- 久保健二議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第17号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 久保健二議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

- 久保健二議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第17号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 久保健二議長 挙手全員であります。

よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

第18号議案 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

事務局長。

- 平野健太郎事務局長 第18号議案 公平委員会委員の選任につきましてご説明申し上げます。

本案は、前任の委員が令和5年3月29日をもって任期満了となることに伴いまして、新たに細田幸雄氏を公平委員会委員として選任するため、議会の同意を得ようとするものでございます。

細田氏の経歴につきましては、参考資料11のとおりでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- 久保健二議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

- 久保健二議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第18号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○久保健二議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

本案は、人事に関する案件でありますので、先例により討論を省略し、直ちに採決を行います。

これより第18号議案を採決いたします。

本案はこれに同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○久保健二議長 挙手全員であります。

よって、第18号議案は、これに同意することに決定いたしました。

第19号議案 入間東部広域斎場しののめの里指定管理者の指定についてを議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

事務局長。

○平野健太郎事務局長 第19号議案の入間東部広域斎場しののめの里指定管理者の指定につきましてご説明申し上げます。

本議案は、しののめの里の現在の指定管理期間が令和5年3月末をもって終了することから、新たに指定管理者の指定を行うため、地方自治法の規定に基づき議決を求めるものとなります。

このたび指定する指定管理者は、現在の指定管理者である富士建設工業株式会社・有限会社戸口工業企業グループで、指定期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間となっております。

参考資料12を御覧ください。選定結果についてご説明いたします。申請者につきましては、指定予定事業者1者のみでありました。選定に当たりましては、公認会計士1名、構成市町政策担当課長、環境担当課長、事務組合事務局長の計8名で構成する選定委員会を設置し、書類審査、ヒアリング等により評価を行いました。結果、表にありますとおり、価格点を除いた点数が最低基準点を上回りましたので、申請者を第1順位者として選定をしたところでございます。

次のページ以降、各評価項目の点数内訳、予定される管理運営経費、選定経過等をまとめてございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○久保健二議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○久保健二議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第19号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○久保健二議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○久保健二議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第19号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○久保健二議長 挙手全員であります。

よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

第20号議案 和解についてを議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

消防長。

○木村 誠消防長 第20号議案 和解についてご説明申し上げます。

道路通行中の大型トラックの単独事故に伴う緊急出動表示板損傷の和解でございます。

本件の事故発生日時及び発生場所については、令和4年6月8日水曜日、午前9時35分頃、富士見市水子4060—1，東消防署富士見分署前でございます。相手方につきましては、新潟県新潟市北区島見町2386番地2，若葉運送株式会社，代表取締役，栗原廣俊。

次に、事故の概要等でございます。富士見分署前を走ります国道466号線を所沢市方面からさいたま市方面に向けて走行中の相手方大型トラックが、富士見分署前にて道路縁石に乗り上げ、緊急出動表示板に衝突し、当該表示板が倒壊する被害に遭ったものです。幸いにも一

般の歩行者の方、また職員等を巻き込むことなく、運転手の方も含め、けが人はなく、当該表示板の損傷のみで済んだものでございます。

なお、当該表示板の損傷により、当該表示板の修理が完了するまでの間に、諸活動に対して大きな支障は来しておりません。

次に、和解の内容でございますが、本事故の原因は相手方の運転ミスによるもので、相手方の過失を100%といたします。

よって、入間東部地区事務組合は、相手方から損害の解決金として1,859万円の賠償を受けるものとします。

なお、入間東部地区事務組合及び相手方との間には、損害賠償以外の何らの債権債務がないことを相互に確認するものです。

以上、第20号議案の和解についてのご説明でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○久保健二議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

佐野正幸議員。

○1番佐野正幸議員 1番、佐野です。よろしくお願いいたします。

今のご報告の中では、直るまでの期間というのが支障がなかったということでご報告ありましたがけれども、これ大体直るまでどのくらい期間がかかって、それをどのように、支障がなかったということなのですけれども、対応されたのかについてお伺いいたします。

○久保健二議長 消防長。

○木村 誠消防長 お答えいたします。

6月8日に損傷が発生しまして、9月14日に修理が完了してございます。

その間、出場に際しましては、ふだんよりさらに慎重に安全確認をしなければならなかったこと、また状況によっては待機職員が誘導灯などで交通整理を行ったことなど、多少の支障はございましたが、事故や出動の遅延などは一切発生しておりません。

以上でございます。

○久保健二議長 佐野正幸議員。

○1番佐野正幸議員 支障はなかったといいながら、でも3か月の間、職員の方々等がふだんはないような対応をしていただいたということもございまして。人的被害がなかったのはよかったのですけれども、実はこの議案が提出されるまで、我々議員というのは全然この状況というのは知らなかったわけなのです。やっぱり1,800万以上かかるような大きな、しかも3か月修理もかかるというものが知らされていなかったというのは、ちょっと和解に至るまでには情報の取扱いというのは慎重にあるべきだと思いますけれども、その辺の取扱いはどうい

うふうにされたのかというところをお伺いしたいと思います。

○久保健二議長 事務局長。

○平野健太郎事務局長 お答えいたします。

議員各位におかれて、この事故についての情報提供が、この議案が出るまでご存じなかったといったところ、申し訳なかったと思っております。ただ、本件事案発生において重大なことですので、議員各位のほうの情報提供が必要かどうかといったところは検討はいたしましたけれども、実際のところ活動に影響が大きく生じるといったことがあれば、当然住民の方への説明責任が発生して、それであれば議員の方々に対しても当然説明も必要だろうというふうな判断。今回の事案については、大きな影響ということが、現場の中で解決ができるというふうな事案でございましたので、議員各位にお知らせをすることなく、この議案提出に至っております。

今後も事案内容に応じて、また各事案ごとに判断をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○久保健二議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

○久保健二議長 これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第20号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○久保健二議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○久保健二議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第20号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○久保健二議長 挙手全員であります。

よって、第20号議案は原案のとおり可決されました。



.....  
△日程第5 閉会中の継続調査の申し出について

- 久保健二議長 日程第5, 閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がございました。委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 久保健二議長 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

.....

◎管理者あいさつ

- 久保健二議長 挨拶のため管理者から発言を求められておりますので、これを許可いたします。  
林管理者。

- 林 伊佐雄管理者 閉会に当たりましてご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、提案申し上げました各議案に対し、慎重なるご審議を賜り、誠にありがとうございました。

皆様からいただきましたご意見やご提案につきましては、今後の組合運営に生かしてまいります。

今後におきましても管内における住民の安全安心と衛生的な生活環境の確保を図るため、職員一丸となり業務に邁進してまいります。

引き続き、議員の皆様の一層のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

.....

△閉会の宣告（午前11時00分）

- 久保健二議長 お諮りいたします。

本臨時会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第8条の規定により閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 久保健二議長 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会は閉会することに決定いたしました。

これをもって令和4年第2回入間東部地区事務組合議会臨時会を閉会いたします。